

医師・歯科医師の皆さまへ

死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル 令和6年度版 改正点のご案内

- Q 次のような場合に（死体検案書ではなく）死亡診断書を記載できるでしょうか？
- ・別にかかりつけ医がいる患者がCPAで病院に搬送され、初診で死亡を確認したとき
 - ・連携する別の医師が訪問診療を行っていた患者が死亡し、死後診察を行ったとき

患者の生前に診療を担当していなかった医師でも、
以下の3条件を全て満たす場合には、
死亡診断書を交付できることが、明記されました。

1

生前の心身の状況に関する情報を、正確に把握できていること

- 次のいずれかにより患者の情報を正確に把握する必要があります。
 - ・ 同一医療機関内で情報を共有する
 - ・ 生前に診療が行われていた別の医療機関や患者の担当医師から、生前の診療情報の共有又は提供を受ける

2

患者の死亡後に死後診察を行うこと

- 生前に診察をしていない医師が死亡診断を行う場合、必ず死後診察を行ってください！
- 死後診察を行わず死亡診断書/死体検案書を交付すると、無診察治療（＝医師法・歯科医師法第20条違反）に該当する恐れがあります。

3

生前に診療を受けていた傷病に関連して死亡した、と判断できること

- 死後診察の結果、生前に診療を受けていた傷病に関連した死亡であると認められない場合は、死体検案書を交付する必要があり、死亡診断書は交付できません。
- 死体に異状が認められた場合は、交付する書類が死亡診断書であるか死体検案書であるかを問わず、所轄警察署に届け出る必要があります。
※異状が認められなければ、警察署への届出の必要はありません。

詳しくは
こちらへ

死亡診断書（死体検案書）記入マニュアルや、関連情報は
厚生労働省HP「死亡診断書（死体検案書）について」に掲載しています
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/sibousinndannsyo.html

